

燕市都市公園条例の一部改正について

燕市都市公園条例（平成18年燕市条例第166号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市都市公園条例の一部を改正する条例

燕市都市公園条例(平成18年燕市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(政令第12条第3項第6号の条例で定める社会福祉施設)

第8条の2 政令第12条第3項第6号の条例で定める社会福祉施設は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設の機能を有し、かつ、児童の健全な育成を目的として燕市が設置する施設とする。

別表第1吉田若生町公園の項中「燕市吉田鴻巣669番地6」を「燕市吉田若生町669番地6」に改める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。